改正	現行
改正 (前略) (割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)[連規準用] 第243条 被救護者割引乗車券、定期乗車券または回数乗車券の割引乗車券を 所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしないことがある。 注 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券とは、第30条の規定によって発売する臨時特殊割引乗車券も含むをいう。 2 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱	現 行
いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。 (後略)	

## 附則

この通達は、2025年10月1日から実施する。